

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和6年9月定例会	
議案番号 議案名	議案第 26号 令和 6 年度松戸市一般会計補正予算(第 4 回)
議員名・会派名等	市民力(山中啓之、湯浅文)
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	※市民力は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。 議案 26号 令和6年度 松戸市一般会計補正予算(第4回)について市民力(湯浅文、山中啓之)を代表して反対討論をさせていただきます。 本議案は 9 月 4 日開催の第 279 回 国有財産関東地方審議会が、国有地の利用計画変更を了解した事を受け、急遽上程されました。「新庁舎整備基本計画(第 1 ステップ)策定業務」(7,260 万円)をはじめ、継続費及び債務負担行為を含む合計4億 891 万7千円の補正予算ですが、こちらも市民力を代表して、本議案に反対いたします。 このたび関東財務局の HP に示された資料によると、『段階的整備案』をふまえ、当初案の新庁舎延面積 35,000 m²から新たに 20,000 m²とされ、当該地のほぼ中央に庁舎が配置されています。また、当初案の「全機能移転」から新案では「現議会棟、現別館は継続使用」と記載されています。更に資料では現庁舎は分散等の課題を抱えている一方で、新案は災害時対応にも適切と認められるため当該地の売却は妥当とされています。 新庁舎整備基本計画(第 1 ステップ)作成業務(債務負担行為 7,260 万円)に関して、9 日の議案質疑で私から 3 点確認及び指摘しました。 1点目は、現在の課題である施設「分散化」の問題を、当該国有地に一部移転する事により決定的にしてしまう点と、それに伴い防災時の現庁舎(議会棟と別館)との連携がより困難になること。 2点目は、新庁舎整備基本計画(第 1 ステップ)とは、約 20,000m²の新庁舎を建てる計画であること。また、増築等はたとえ物理的かつ

法的に可能でも、基本的には想定していないこと。
3点目は、段階的整備案の「第2ステップ」の開始時期は、明確には示せないということ。この3点です。

これらの点から判明した反対理由の詳細を逐次、述べたいと思います。今回、反対する理由は大きく3点あります。

【1】まず、分散化について。

本計画を認めれば、事実上、市庁舎は現庁舎と新拠点ゾーンへと確実に分散化されてしまいます。これは集約化という現在の方針と逆行するものであり、認めがたいものです。最終的な集約化は第2ステップで検討するとのことですが、そもそも現方針に従えば最初から集約化を念頭にまず検討すべきであり、当初のステップから分散化することで後の集約化のハードルを今以上に上げる事はいびつな進め方であり、たとえできたとしても非効率甚だしいと言わざるを得ません。

そもそも庁舎の場所は条例で定める事とされていますが、仮に庁舎の必要面積を 37,000 m²とした時、移転条例も出さぬままその半分以上の面積である 20,000 m²を事実上移転してしまうことは、不自然極まりなく、本来この条例の主旨の意味するところに整合しているとも思えません。

何より市役所を物理的に分断してしまうことは、アクセスや市民サービスの面で市民に大きな不便・不都合が生じる事は容易に想像できますが、市長にはその想像がつかないのでしょうか。それとも余りこの点を重視されていないのでしょうか。‘市民が主役’のキャッチフレーズを掲げていた本郷谷市長の優先順位と、市民感覚を共有できません。

防災面での対応及び連携も大いに不安です。災害対策本部は新庁舎側に設ける事を検討するようですが、ならば尚更、今の別館にある危機管理課の機能がこれまでとは違うものになると予想され、混乱の懸念もあります。そもそもここまで市民の命を預かり、指示を出すメインの機能であろう災害対策本部を新庁舎側に設置すると言いながら、それでもなお市役所移転はしていない、つまり移転条例は必要ない、と言い張れる市長の‘市役所観’が私には理解できません。自然災害が頻発する昨今ですが、既に現時点から一市役所とは何か一に混乱しているところです。第2ステップの課題が生じるならば第1ステップの本計画の中で整理すると言われましたが、両ステップの開始を待たずして、既にここまでで整理すべき課題は山積しています。

【2】次に、新庁舎整備基本計画(第1ステップ)が、約 20,000m²の新庁舎を建てる計画である事を明確にされた点についてです。
これを認めれば、第2ステップの検討余地が、事実上かなりの程度狭まることになってしまいます。第1ステップの計画が完了しないうち

なら、市役所の現地建て替えや全部移転、仮庁舎活用などの案を自由に検討できる余地が我々の下に実質上残っているのか、甚だ疑問です。計画策定後は尚更、検討の幅が狭まります。

また、答弁では物理的・法的に増築は可能であるとしても、平場の敷地が少なくなる事は少なくともやらないとのことでした。そうなる、仮にのちの第2ステップで議会棟や別館を含む他の公共施設も当該地に集約しようとなった時、その計画を凌駕する案が出たとしても実現できない事態が起こりえます。たとえ増築等ができたとしても2度手間になり工期も費用もかさむことは目に見えており、本来求められる最適な市役所を作るという観点から、進め方として妥当なものとは言えません。

また、大方針として20,000㎡の庁舎を建てる方向が既に確定しているのなら、第1ステップ計画策定が完了する令和8年7月を待つことなく、今すぐにでも我々は第2ステップで考えるべき‘20,000㎡を除いた部分をどうするか’の検討に入らなければならないのではと強く懸念しているところです。

新拠点ゾーンに新庁舎を移す事を優先するがあまり、本来必要な面積規模と機能の市役所を建てる事が出来なくなってしまったとするのなら、愚の骨頂と言わざるを得ません。

【3】最後に3点目として、段階的整備案の「第2ステップ」の実態が見えない事です。

段階という言葉の辞書で引くと、「物事の順序」や「物事が進行していく途中で区切られた一つの状態」と記されていました。つまり、順を追って明確な区切りがあるという定義ができます。

ところが今回、私の「第2ステップの開始はいつからで、どのように進めるのか」という質疑に対する答弁は、「現時点で明確に示す事が難しい」とのことでした。

今回議案で第1ステップの基本計画策定をR8年7月と示しているのですから、当然、中間報告の時期や方法、第2ステップの期間—少なくとも、スタート時期—くらいは見えていないとおかしいと思います。‘現時点では’示せないというものの、いつになったら示せるのかすら示されていません。これではきちんとした計画とは言えません。

また「議会の意見を聞きながら検討するもの」とも言われています。松戸市議会では令和3年6月23日より公共施設再編検討特別委員会を設置しています。改選により消滅後、令和4年12月23日より庁舎整備に関する特別委員会を設置して執行部と既に数年間、新庁舎建て替え等に関する方針及び公共施設再編のあり方の議論をしています。これらは議会の意見を聞きながら検討して下さっているのだと思いますが、だとすれば事実上の「第2ステップ」はもう行っ

	たし、始まっているのではないのでしょうか。市の示す「議会の意見を聞きながら」というのは、これとは全く別物なのではないでしょうか。だとしたら、きちんと議会と議論するテーマや期間などを示して頂かないと、市の言われる「第2ステップ」というものの実態が何なのか特定できません。 もし市当局が段階的整備案を打ち出す以前から、既に事実上の第2ステップが始まっているのならそういうべきですし、未だ始まっていない別の物ならば現段階でそう言えるはずですし、明示すべきです。 今のところ、「物事の順序」、「物事が進行していく途中で区切られた一つの状態」のどちらも曖昧模糊としており、開始時期以前に一般的な定義すらされていません。段階的整備案という言葉を持ち出しながら、一般論で客観的に理解することすら不可能な概念を掲げるのは、市の暴挙であり、甚だ無責任です。 一体、「第2ステップ」とは何なのでしょう。疑惑は深まるばかりです。 私の認識では『段階的整備案』とは、新しい市役所の場所も未決定の段階でなんとしても庁舎移転を進めたい市当局がひねり出した窮余の策であり、ほんらい庁舎全体の建て替えの検討に対しては、この第1ステップと第2ステップは密接不可分な関係で互いに重複している上に、そもそもこれまで長年に亘り議会と執行部が対話を重ね続けてきた以上、急に「第2ステップ」などという効果的な区切りは存在しないものであります。 以上、本会議の質疑に加え、特別委員会の質疑応答から、本補正予算は事実上の庁舎機能の移転―少なくとも一部機能の先行移転―を認めるものであり、進め方に大きく問題があります。 また、現庁舎の分散化を進めてしまうだけでなく、それによる防災面でも不安が大きいがゆえ、市民と職員の命を守るという本来の観点からも本末転倒と考えます。 何より現地建て替えや仮庁舎といった、本案に対して事業費も比較した上でのより早い工期で建替える案の検討の可能性を事実上大きく損なってしまうものであるため、到底賛成はできません。 よって、反対致します。 以上、皆様の反対への賛同をよろしくお願いいたします。
--	--